

○水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月31日規則第17号

水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年水俣市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第4条の規定により政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書（様式第1号）を毎年4月10日までに提出しなければならない。

2 前項の政務活動費交付申請書は、新たに議員となった場合又は新たに会派を結成したときは、それらの事実の生じた日の属する月の翌日10日まで（その日が月の初日である場合はその月の10日まで）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、政務活動費の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容が適正であるか等を調査し、政務活動費を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

2 政務活動費の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、会派代表者に対し、議長を経由して政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第4条 会派代表者は、政務活動費の請求をしようとするときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、政務活動費の交付の決定額の範囲内において政務活動費を交付することができる。

(異動等に伴う調整)

第5条 会派代表者は、交付を受けた政務活動費について、所属議員の異動等が生じたとき又は会派を解散したときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費変更交付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったとき、当該変更の内容等が適正であると認めるときは、会派代表者に対し、議長を経由して政務活動費変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(収支の報告)

第6条 会派代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費を含む調査研究その他の活動に使用した当該年度の経費の収入及び支出の状況を政務活動費実績報告書（様式第6号）により提出しなければならない。

2 会派代表者は会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、解散した日から30日以内に提出しなければならない。ただし、3月に解散したときは、3月31日までに提出しなければならない。

(交付の確定)

第7条 市長は、報告を受けたときは報告書等の書類の審査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき政務活動費の額を確定し、議長を経由して政務活動費交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、政務活動費の額を確定したとき、既にその額を超える政務活動費が交付されているときは、会派代表者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、変更の交付決定をした政務活動費が、既に交付した政務活動費を下回るときは、会派代表者に対し、期限を定めて下回る額の返還を命ずるものとする。

(経理責任者)

第9条 会派代表者と経理責任者は、兼務することができる。

(収支報告書等の閲覧)

第10条 条例第10条第2項の規定による請求は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して1月を経過した日からすることができる。

2 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書(様式第8号)に必要な事項を記載し、議長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成X年X月X日規則第X号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

水俣市長 様

住 所
会 派 名
代表者名

印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名 (月 日現在)
- 6 交付申請額 (年度分) 円

様式第2号（第3条関係）

水議指令 号
年 月 日

会派代表者 様

水俣市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった政務活動費交付申請書について、審査の結果下記のとおり決定したので、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 円

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

水俣市長 様

住 所
会 派 名
会派代表者名

⑩

政 務 活 動 費 請 求 書

水俣市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、政務活動費を下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

なお、支払い方法については、下記口座により口座振替払いをお願いします。

金 融 機 関 名	預金種目	口 座 番 号	口 座 名 義 人
支店	1 普通 2 当座		

様式第4号（第5条第1項関係）

年 月 日

水俣市長 様

住 所
会 派 名
会派代表者名

⑩

政務活動費変更交付申請書

年 月 日付け水議指令第 号で交付決定のありましたこのことについて、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

様式第5号（第5条第2項関係）

水議指令第 号
年 月 日

会派代表者 様

水俣市長

政務活動費変更交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった政務活動費変更交付について、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

水俣市長 様

住 所
会 派 名
会派代表者名

印

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

年 月 日付け水議指令第 号で交付決定のありましたこのことについて、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費実績報告書を提出します。

記

1 収 入

科 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費		
そ の 他 収 入		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額	備 考
研 修 費		
調 査 研 究 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
要 望 ・ 陳 情 活 動 費		
合 計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

水俣市議会議長

様

住 所

会 派 名

会派代表者名

㊟

政務活動費収入・支出報告書

水俣市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費収入・支出報告書を提出します。

記

1 収 入

科 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費		
そ の 他 収 入		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額	備 考
研 修 費		
調 査 研 究 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
要 望 ・ 陳 情 活 動 費		
合 計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第7号 (第7条関係)

水議指令第 号
年 月 日

会派代表者 様

水俣市長 ㊟

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付け水議指令第 号で交付決定しました水俣市議会
政務活動費の交付については、水俣市議会政務活動費の交付に関する条例施
行規則第7条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知し
ます。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 年度政務活動費交付確定額 | 円 |
| 2 | 年度政務活動費交付決定額 | 円 |

様式第8号（第10条関係）

年 月 日	
政務活動費収支報告書等閲覧請求書	
閲覧年月日	年 月 日
氏 名 (団体にあっては、その名称及び閲覧者の氏名)	
住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 電話番号 ()
政務活動費の 交付対象年度	年度
備 考	
記入上の注意 特定の会派に係る収支報告書等の閲覧を請求する場合は、備考欄に会派名を記載してください。	